

## 70歳未満の皆さん、高額療養費の自己負担限度額などが変わります

70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が、平成27年1月診療分から、所得に応じて3区分から5区分に変更になります。(70歳以上75歳未満の人の自己負担額は据え置き)

また、70歳未満の方の高額医療・高額介護合算療養費の限度額も変更になります。これについては、平成26年8月～27年7月は経過措置が設けられています。

照会先 保険年金課 ☎85-9564

【70歳未満の高額療養費自己負担限度額(月額)】 ※総所得金額など=総所得金額-基礎控除 (33万円)

所得区分	26年12月診療分までの月額 (3区分)			27年1月診療分からの月額 (5区分)		
	総所得金額など	3回目まで (12か月以内)	4回目以降	総所得金額など	3回目まで (12か月以内)	4回目以降
上位所得者	600万円超	15万円+ (医療費-50万円) × 1%	8万3,400円	901万円超	25万2,600円+ (医療費-84万2,000円) × 1%	14万100円
一般上位所得者以外の住民税課税世帯	600万円以下	8万100円+ (医療費-26万7,000円) × 1%	4万4,400円	600万円超 901万円以下	16万7,400円+ (医療費-55万8,000円) × 1%	9万3,000円
				210万円超 600万円以下	8万100円+ (医療費-26万7,000円) × 1%	4万4,400円
住民税非課税世帯	-	3万5,400円	2万4,600円	-	3万5,400円	2万4,600円

【70歳未満の高額医療・高額介護合算療養費限度額】 ※総所得金額など=総所得金額-基礎控除 (33万円)

所得区分	25年8月～26年7月		26年・27年8月限度額変更後		
	総所得金額など	限度額	総所得金額など	26年8月～27年7月	27年8月から
上位所得者	600万円超	126万円	901万円超	176万円	212万円
			600万円超 901万円以下	135万円	141万円
一般上位所得者以外の住民税課税世帯	600万円以下	67万円	210万円超 600万円以下	67万円	
			210万円以下	63万円	60万円
住民税非課税世帯	-	34万円	-	34万円	

### 退職金共済制度 加入奨励補助金

平成26年後期(7～12月)分の掛け金を補助します。

**対象** 町内で1年以上継続して事業を営み、かつ退職共済制度に加入している事業所

**対象となる共済制度**

- 中小企業退職金共済制度
- 小田原箱根商工会議所特定退職金共済制度
- 箱根温泉観光産業従業員退職金共済制度

**補助要件**

- 町税を完納していること
- 個人の場合は暴力団員でないこと
- 法人の場合は暴力団でなく、かつ、代表者または役員が暴力団員でないこと

**補助額** (一か月当たり/1人)

- 掛金2,000円未満の場合 100円
- 掛金2,000円以上の場合 200円

**申請方法** 観光課または出張所で配布している申請用紙に記入、押印し、1月23日(金)までに提出してください。

**申請・照会先** 観光課 ☎85-7410

# 税の申告はお早めに 税務課からのお知らせ

所得税・事業税・住民税の申告相談会  
(国県町共催)

税理士による無料相談の他、確定申告書や住民税申告書の受け取りを行います。

**日時** 2月5日(木)

- 午前の部 9時30分～12時
- (受け付けは11時まで)
- 午後の部 13時～15時30分
- (受け付けは14時30分まで)

**場所** 仙石原文化センター

**持ち物** 申告書提出する場合は申告書に添付する書類、印鑑など

**青色申告会の確定申告指導会場開設**

**内容** 平成26年分の確定申告指導(無料)、税理士による無料相談コーナー

**場所** 青色会館3階大ホール (小田原市本町2-3-24)

**期間** 2月1日(日)～3月16日(月)の9時～16時(土・日曜日、祝日、最終日は15時まで)

**照会先** (公社)小田原青色申告会 ☎0465-24-2614

住宅用地・償却資産の申告と家屋の滅失届の提出は  
1月20日(火)までに

住宅戸数を変更した方、償却資産を所有している方、家を取り壊した方は、1月20日(火)までにそれぞれ申告または届け出の提出が必要です。

**■住宅戸数を変更した方**

住宅敷地として使用している土地とそれ以外の土地では、固定資産税額の計算方法が異なります。平成26年1月1日現在と27年1月1日現在で、住宅戸数に変更がある方は、住宅戸数の申告が必要です。

税務課にある申告書に必要事項を記入し、提出してください。

**■償却資産を所有している方**

毎年1月1日現在で所有している資産のうち、土地・家屋以外の事業用資産(ホテル・旅館・保養所・飲食店・小売店など)については、償却資産として申告が義務付けられています。

これらの資産を所有している方は、申告用紙を提出してください。新しく事業を始めた方、申告用紙が届いていない方は、連絡してください。

**■家を取り壊した方**

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。平成26年1月2日～27年1月1日の間に家屋を取り壊した方で、家屋滅失届の手続きをしていない方は、手続きをしてください。

### 償却資産の対象となるもの(例)

<b>飲食店</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厨房設備</li> <li>・レジスター</li> <li>・カラオケセット</li> <li>・冷蔵庫 など</li> </ul>
<b>小売店</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品陳列ケース</li> <li>・冷蔵庫</li> <li>・自動販売機</li> <li>・冷蔵ストッカー など</li> </ul>
<b>理容業 美容業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理・美容椅子</li> <li>・洗面設備</li> <li>・タオル蒸し器</li> <li>・サインポール など</li> </ul>
<b>医院</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベッド</li> <li>・手術台</li> <li>・X線装置</li> <li>・調剤機器 など</li> </ul>

※登記している家屋については、建物滅失登記申請書を横浜地方支務局西湘二宮支局(二宮町二宮1240-1)に提出してください。

給与支払報告書など  
法定調書の提出は  
2月20日(火)までに

平成26年分の給与所得の源泉徴収票や報酬支払調書、不動産使用料などの支払調書は、合計表とともに税務署に提出してください。

また、給与支払報告書は平成27年1月1日現在の受給者の居住地を所管する市区町村に提出してください。

## 観光産業融資 利子補給

横浜銀行、スルガ銀行、さがみ信用金庫、かながわ西湘農業協同組合のいずれから融資を受けた1千万円以上の事業性設備資金(返済期間10年以上)の利子額の一部を補助します。

**対象** 町内で2年以上継続して観光産業関連事業を営む中小企業者

**受給要件**

- 町税を完納していること
- 個人の場合は暴力団員でないこと
- 法人の場合は暴力団でなく、かつ代表者または役員が暴力団員でないこと

**補助内容**

- 年間利子額の1%
- 上限5万円
- 補助期間3年間
- 受付期間 1月30日(金)まで

※平成26年中に支払った利子について申請を受け付けています。

**照会先**

- 町内金融機関
- 観光課 ☎85-7410